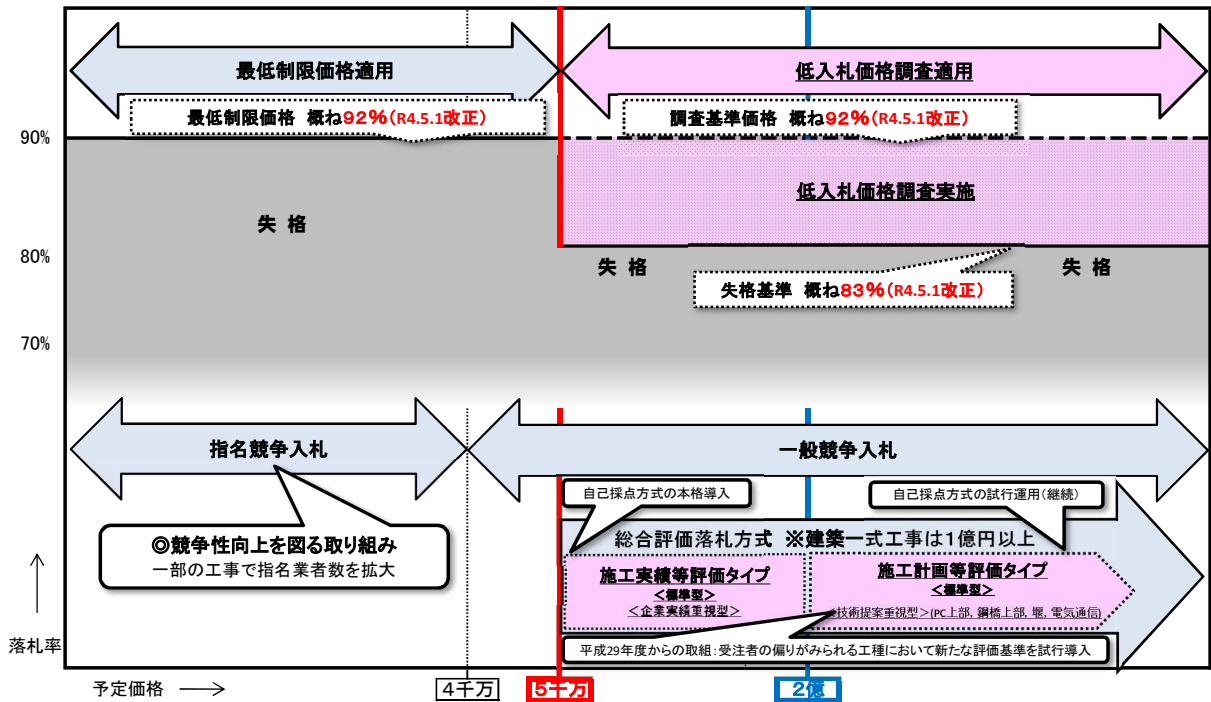


## 1. 公共工事の入札制度について

# 大分県の公共工事入札制度の概要

- ・低入札価格調査制度の適用工事は、**予定価格3億円以上または総合評価落札方式を適用する工事が対象。**
- ・総合評価落札方式の施工実績等評価タイプは、**予定価格 2億円 未満が対象。**

令和5年4月1日現在



※低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の制限率は、工種・規模等によって異なる。

※総合評価落札方式は、『**施工体制評価点**』になります。ご注意ください。

## 一般競争入札の対象工事等について

○平成13年3月  
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

○平成18年12月  
都道府県の公共調達改革に関する指針(全国知事会)

- ・できるだけ早く指名競争入札を廃止する
- ・当面、1千万円以上の工事は一般競争入札とする

県の目標＝平成21年度までに1千万円まで拡大

### 【県の取り組み】

- ・平成14年3月まで WTO対象工事
- ・平成14年4月～ 2億円以上
- ・平成16年4月～ 1億円以上
- ・平成19年7月～ 5千万円以上
- ・平成20年4月～ 4千万円以上
- ・平成21～令和4年度・・・拡大見送り

### 【令和5年度方針の検討状況】

県内建設企業の直近の状況について、経営状況は倒産件数、負債額とも低水準で推移し、建設投資額は前年より民間工事、公共工事ともプラスとなり、県全体では前年度より6%のプラスとなった。

また、企業の経営状況を示す営業利益率は、平成25年度にプラスに転じ、平成27年度までは横ばいの状況であった。平成28年度は、前年度を大きく下回ったがプラスを維持、平成29年度からは災害復旧工事等により営業利益率が増加した。

令和2年度は、前年度の建設投資額の減の影響を受け、営業利益率が再び減少したが、令和3年度は持ち直している。

この状態が堅実なものかどうか、さらには建設業界の従業員の高齢化や若年の入職者の減少などの担い手不足が深刻な課題となっており、また職場の処遇改善等働き方改革やICTの活用等生産性向上にも取り組む必要があることから、引き続き様子を見ていく必要がある。

令和5年度の一般競争入札の対象金額は、**現行どおり4千万円以上とする。**

※一部の工事で実施している指名業者数拡大の取り組みは、令和5年度も継続する。

## 入札、契約に係る留意事項

### ○要件設定型一般競争入札への参加

#### (1) 公告の確認

随時、発注が行われるので、四半期ごとの発注見通し等を参考のうえ、入札情報サービスシステム（PPI）により、定期的に確認する。

#### (2) 参加要件

- ① 業種及び格付等
- ② 施工実績等(同種工事、年間平均完成工事高等)
- ③ 地域要件等(本店所在地、総合評定値(P点)等)

※本店等所在地に応じ、求める施工実績や総合評定値（P点）などの要件を求めることもある。

#### (3) 事務手続の簡素化等

入札参加者の事務負担を軽減するため、添付書類を見直し(H21～)。

##### ① 総合評定値通知書(経審結果通知)は、大分県知事許可の者は省略可。

大分県知事許可以外の者は、総合評定値通知書の写しを添付すること。

また、合併等により入札参加資格の承継、再認定の手続を受けた者は、合併時経審等に係る総合評定値通知書の写しを添付すること。

その他、経営事項審査後に、本店所在地を変更した場合は、「建設業法第11条の規定に基づく変更届出書」の写しを併せて添付すること。

##### ② 総合評価落札方式に係る添付書類の省略等

- ・工事成績評定点通知書
- ・優良工事表彰に係る表彰状
- ・契約後VE提案採否通知書等

また、同種工事については、評価対象を2千5百万円以上の工事であることから、確認資料は、原則として**CORINSデータ（竣工時登録に係る「登録内容確認書」等JACICの証明印のあるものに限る。）**の写し（記載事項及び評価内容が確認できるもの。）とすること。

#### (4) 最低制限価格等の算定式

##### ① 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格算定式

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(直接工事費 \times 97\%) + (共通仮設費 \times 90\%) + (現場管理費 \times 90\%) + (一般管理費 \times 68\%)\}}{\text{設計額}} \times 1.1$$

※1 制限割合は、予定価格の 7.5 / 10 から 9.2 / 10 までの範囲 令和4年5月1日以降、公告又は指名通知 を行う工事から適用

※2 共通仮設費積上分は直接工事費に含む

【制限割合の算定】

「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費×68%の額」のそれぞれについて、1円未満の端数を切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第3位を四捨五入し、第2位まで）とする。

【最低制限価格の算定】

予定価格に上記の制限割合を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

最低制限価格及び低入札調査基準価格は、予定価格の概ね92%となる。

② 低入札価格調査における低入札価格調査失格基準の算定式

$$(直接工事費 \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%) \times 1.1$$

※1 その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計額

※2 共通仮設費積上分は直接工事費に含む

【端数処理について】

「直接工事費×87%の額」、「その他経費×74%の額」のそれぞれについて、1円未満の端数を切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額について、1円未満の端数を切り捨てる。

低入札価格調査失格基準は、予定価格の概ね83%となる。

(5) その他

① 入札金額内訳書

- ・必ずPDFファイルで提出すること。PDFファイルで提出されていないものについては、提出がないものとみなし無効とされる。
- ・入札額に合致していること。
- ・入札額を適正に算定し、見積用設計図書に対応した費目、施工名称、数量等及び入札額の根拠とした単価、金額を明記すること。
- ・低入札調査の対象となる場合は、低入札価格調査失格基準に留意すること。

※入札金額内訳書取扱要領及び記載例（HPに掲載）を確認すること。

（指名競争入札における入札金額内訳書について）

平成27年4月1日以降に通知・公告する競争入札により行う全ての工事において、入札の際、入札金額の内訳書を提出します。

平成28年4月1日以降に指名競争入札によって提出された内訳書が、「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」（HP掲載）の「第7 審査基準」の各号に該当する場合は、当該落札候補者の入札を無効とします。

② 電子入札（※H22.10.1～システム未登録者の紙入札を認めない。）

- ・代表者等に変更があった場合は、速やかに許可上の変更届を提出するとと



もに、ICカードの変更手続を行うこと。

- ・旧代表者名義の IC カードを使用して入札書等を提出した場合は、大分県電子入札運用基準 2-6 により IC カードの不正使用に該当することになるので、注意すること。
- ・ IC カードの変更手続中など、やむをえず、紙での入札を行う場合は、速やかに発注者又は電子入札ヘルプデスク（0120-308-293）に問い合わせ、指示を受けること。

- ③ 入札参加資格証明資料（総合評価落札方式の場合は技術資料等）の作成
- ・年度更正、評価基準の改正等に伴い、**提出様式を一部変更している**。（別添参照）
  - ・提出様式（標準）は、県庁HP（公共工事入札管理室のページ）からダウンロードが可能であるが、公告等と併せて添付されている提出資料（エクセルファイル）で作成すること。
  - ・個別の案件により、様式記載事項を変更している場合がある。（入札公告で確認）
  - ・提出の際は、必ずPDFファイルに変換すること（PDF以外（圧縮含む）不可）。

- ④ 落札制限の継続について
- ・平成 21 年度から実施している落札制限については、今年度も分割発注をする工事等を基本として引き続き運用していく。
  - ・対象工事や落札決定の優先順位については、各入札公告において示すため、入札公告をよく確認すること。（別紙①）

- ⑤ 特定 J V の適用について
- ・特定 J V の対象範囲について平成 21 年度から拡大している。  
（原則：概ね 5 億円以上）
  - 一般土木工事…………… 8 千万円以上（**単体と J V の選択可**）
  - 建築一式工事…………… 1 億円以上（**単体と J V の選択可**）
  - 建築設備工事…………… 8 千万円以上（**単体と J V の選択可**）
  - 舗装・法面表面浸食防止工事…………… 8 千万円以上（**単体と J V の選択可**）
  - トンネル…………… 全ての工事（**J V のみ**）
- 入札公告にて確認すること。（別紙②）

- ⑥ 入札後、配置予定技術者を配置できなくなった場合（開札まで）
- ・入札後、配置予定技術者を配置できなくなった場合は、開札までに書面により発注者に申出をすることで、無効とすることができる。（別紙③）

## ○落札後の対応

（1）契約書等の提出（余裕期間制度を適用しない工事に限る）

- ①建設工事請負契約書（大分県公共工事請負契約約款等を添付） 2部
- ②建退共証紙購入申告書・掛金収納書

- ③課税事業者届出書又は免税事業者届出書
  - ④契約保証金等
  - ⑤現場代理人及び主任技術者等選任通知書
- (請負金額が4千5百万円(建築一式7千万円)以上の場合は、下請計画書を添付)
- ※①～⑤について、落札決定通知の日から7日(初日不算入)以内に提出

**主任技術者は、必ず入札時に配置予定として提出した技術者を配置すること。**

(2) 特殊工事等における配置予定技術者の追加配置の取扱い

大分県発注工事にあつては、JVにより施工する場合を除き、原則として、監理技術者又は主任技術者1名のみを配置技術者として認めている。

しかし、特殊工事等(入札参加要件として、配置技術者に同種工事の施工経験を求める工事に限る)において配置予定技術者を追加配置できる取扱いがある。

(詳細は別紙④)

(3) 請負代金内訳書及び工程表 ※契約締結後、14日以内に提出。

令和2年10月1日以降に契約を締結するすべての建設工事から法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出が必要となりました。

また、法定福利費の適切な支払いのための取組の実効性を図る観点から、令和4年4月1日から受注者が明示した法定福利費額が、設計図書に明示している「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」と比して、少なくとも、法定福利費額が「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の2分の1以上であることを確認します。

(4) 施工体制台帳・施工体系図

平成27年4月1日以降大分県と契約を締結した工事(全ての公共工事)については、施工体制台帳等を作成し、監督員へ速やかに提出させること。

(※変更があった場合は、随時、提出すること。)

総合評価落札方式においては、「県内企業の活用」項目での申請内容と整合させること。

令和2年10月1日以降に契約を締結するすべての建設工事から建設業許可を受けており、社会保険等の加入義務を履行していない者を一次下請負人にすることができない。

(5) 総合評価落札方式の場合(評価項目の履行確認等)

- ①施工計画書への反映
  - ②評価項目の履行確認
  - ③落札決定に反映された技術提案等の不履行に対する措置
    - ・工事成績評定点の減点、指名停止、減額変更、損害賠償請求等
- ※特に、県内企業の活用の項目においては、入札時の申請内容のとおり
- にすること。

**○その他**

- (1) 落札者は、速やかに契約担当者(監督員等)と打合せ、契約締結後、速やかに

工事に着手すること。(余裕期間制度を適用しない工事に限る。)

- (2) 配置技術者については、「監理技術者制度運用マニュアル」(国土交通省)に従い、適正に配置すること。特に、4千万円(建築一式工事は8千万円)以上の工事においては、許可上の営業所専任技術者との重複及び他の現場との重複等、建設業法違反とならないよう注意すること。(但し、発注者が認めた場合を除く。)

**工事途中での配置予定技術者の変更は、入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。**

**一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要があります(交代する際は、入札参加要件を満たし、総合評価落札方式においては評価点が同等以上の者でなければなりません。)**

**※途中変更を希望する場合は、必ず事前に発注者に相談すること。**

**また、新型コロナウイルス感染症対策等による特例措置は5/15～廃止。**

- (3) 下請発注する場合は、発注(見積依頼)から支払に至るまで、建設業法を遵守するとともに、下請業者の指導に努めること。
- (4) 工事完成通知は、履行期限内(履行期限の最終日が閉庁日の場合は、直前の開庁日(時刻)まで)に提出すること。
- (5) 工事成績評定点については、格付における主観点数項目や総合評価落札方式における技術評価等として反映されることから、優良な施工に努めること。  
また、工事成績評定点通知書については、受領後、大切に保管すること。  
※技術資料提出前に、発注者に確認可能。
- (6) 経営事項審査、入札参加資格(格付)の申請、個別の入札に対する証明(添付)資料等に虚偽の記載等が判明した場合、建設業法に基づく監督処分や入札参加資格の取消等の処分が課されることとなるので、注意すること。
- (7) 落札決定後、自社に対する技術評価点の内訳が知りたい場合は、発注者へ問い合わせること。(※計画タイプは公共工事入札管理室)なお、実績部分は自己採点を行うことにより、次回の入札への参考となる。
- (8) **低入札価格調査の対象工事**において、落札候補者の入札額が調査基準価格を下回る場合は、**発注者からの通知後3日以内に、応札額により適正な施工が可能であることが判断できる資料の提出が必要**である。(事前に準備)  
※期限内に必要な書類の提出がない場合は、適正な施工ができないと判断。

また、当該工事において、事故や建設業法違反等があった場合は、1年間、調査基準価格未満の入札が認められないこととなる。

(9) 入札公告等で定められた期限は厳守すること。

また、**入札公告や設計図書等に疑義がある場合は、自社で判断せずに、必ず事前に発注者（公告に掲載されている担当部局、連絡先）へ確認する（必要に応じ、書面による質問を行う）こと。**

(10) 約款については、令和3年4月1日以降、遅延損害金の率は2.5%を適用している。

(11) 平成31年4月1日以降、総合評価落札方式に「施工体制評価点」が導入されたため、低入札価格調査基準価格以上であれば15点、低入札価格調査基準価格未満であれば0点の「施工体制評価点」となるので、注意すること。

(12) 入札等において参加が制限される関連会社について、資本関係は平成21年度から適用しているが、入札の透明性・公正性をより一層確保する観点から平成31年4月1日以降に入札公告・指名通知又は見積通知を行う工事について、人的関係の関連会社でも同一の入札への参加制限を適用している。

## 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の最低制限価格（予定価格が3億円未満かつ総合評価落札方式を適用しない工事に適用）及び低入札価格調査基準価格（予定価格が3億円以上又は総合評価落札方式を適用する工事に適用）について、次のとおり取り扱う。

### 1. 適用時期

**令和4年5月1日以降**に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

### 2. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格（低入札価格調査基準価格）を算定する。

#### (1) 制限割合の算定

##### ●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1) 「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費等×68%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。  
上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

##### ●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

#### (2) 最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定

##### ●最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注4) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## 低入札価格調査における失格基準の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の低入札価格調査基準価格（予定価格が3億円以上又は総合評価落札方式を適用する工事に適用）未満の入札に係る失格基準について、次のとおり取り扱う。

### 1. 適用時期

**令和4年5月1日以降**に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

### 2. 算定方法

#### ●低入札価格調査における失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%) \times 1.10$$

(注1) 「直接工事費×87%の額」、「その他経費×74%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2) その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

(注3) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

## 【電子入札に関するお知らせ】



入札参加資格業者の代表者等が変更した場合  
における電子入札システムへの対応について  
(大分県発注における県内業者の場合)

電子入札参加者において、商号や代表者が変更となった場合に旧代表者名義等のＩＣカードを使用して入札書等を提出した場合は、大分県電子入札運用基準２－６により、ＩＣカードの不正使用に該当することになります。



現在、商号や代表者が変更となった場合には、建設業法においては、土木事務所に「建設業法第１１条による変更届（商号、代表者変更）」を提出されると思いますが、電子入札システムへの対応については、以下の３点について注意してください。



- ① ＩＣカードの変更手続を速やかに行うこと。
- ② 旧代表者名義等のＩＣカードの使用はできないこと。
- ③ ＩＣカードの変更手続が入札書等の提出期限に間に合わない場合は、紙入札参加届出書を発注者に２部提出し、承認を得ること。



## 大分県電子入札運用基準

### 2-6 ICカード不正使用の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用した場合には、発注者が別途定めるところにより、入札参加資格の取消または資格の格下げ、若しくは指名停止措置を講じることができるものとする。

また、不正に使用した者が当該入札案件の落札者である場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとし、契約締結後に不正使用が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

<不正に使用した場合の例示>

- ①異なる名義(商号、代表者)のICカードで入札書等を提出した場合。
- ②他人のICカードを不正に使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ③同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合。

## 3. 電子入札案件の登録等

### 3-1 電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の入札公告等を作成する際には、電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

### 3-2 受付期間等の設定

電子入札案件における期間・日時の設定は次のとおりとする。(詳細は、本運用基準のP. 11からP. 16を参照。)

#### (1) 入札書の提出期間

入札書提出期間は、一般競争入札の場合は設計図書等の閲覧期間終了日前3日間を標準とし、その他の場合は設計図書等の閲覧期間と同期間を標準とする。ただし、閲覧期間が1日の場合は1日加えた期間を標準とする。

なお、特段の事情がある場合はこの期間によらないことができるものとする。

#### (2) 設計図書等の閲覧期間

従来の入札における運用に準じるものとする。

#### (3) 開札予定日時

入札書受付締切日時の翌日を標準とする。ただし、特段の事情がある場合はこの日時によらないことができるものとする。

#### (4) 内訳書開封予定日時

それぞれの入札方式により、開札予定日時前、あるいは開札予定日時後に設定するものとする。

#### (5) その他の期間・日時

各入札方式とも従来の入札における運用に準じるものとする。

### 3-3 登録事項の錯誤

公告済みの案件に錯誤があった場合には、登録内容を変更する場合はその旨を、当該案件を中止する場合には中止する旨を、電子入札システム、電子メール、電話、FAX等により入札参加者へ連絡するものとする。

第6 技術資料等の作成等

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、第2の競争参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、技術資料等を次のとおり作成し、提出すること。

なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「技術資料等作成における注意事項」を参照すること。

証明（評価）事項等	提出様式	添付資料
1 表紙	別記様式1	—
—	—	—
—	—	—
2 企業に対する評価及び競争参加資格等		
(1) 同種の工事の施工実績	技術資料様式3	・CORINSデータの写し ・契約書の写し等
—		—
(2) 指名停止の有無		—
(3) 年間平均完成工事高		—
(4) 総合評価値(P点)		—
(5) 工事成績評定点	技術資料様式4	・総合評価値通知書の写し(審査基準日が平成29年10月1日～平成30年9月30日の間で直近のもの)
3 配置予定技術者に対する評価及び要件等		
(1) 保有する資格	技術資料様式5	・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し ・健康保険被保険者証の写し等
(2) 同種工事の施工経験		・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し
(3) 工事成績評定点の最高点		・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し
(4) 優良工事担当履歴		・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し
(5) 継続教育(CPD)の取組の有無		・学習履歴証明書等
(6) 保有する専門資格		・資格者証の写し
(7) 技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用		技術資料様式5-2
4 地域貢献等		
(1) 防災活動への貢献の状況	技術資料様式6 技術資料様式6-2	・防災協定書の写し
(2) 地域内における本店の所在地	—	・直近の総合評価値通知書の写し等
—	—	—
(3) 県内企業の活用計画	技術資料様式8	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
5 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	(技術資料様式3)	・直近の総合評価値通知書の写し
6 自己採点方式		
(1) 自己採点表	技術資料様式12	—

項目	競争参加資格	技術評価の対象
企業の施工実績の対象とする同種工事(※工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。)	—	別添2の機関が発注した道路・街路(農道・林道工事を除く。)工事(※平成21年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した、最終請負額が25,000千円以上のとび・土工・コンクリート工事に限る。)
工事成績評定点の対象とする工事	—	平成27年4月から平成31年3月までの間に完成検査を受けた、大分県土木建築部発注のとび・土工・コンクリート工事(※災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事を除く。)
配置予定技術者の保有する資格等	一級土木施工管理技士の資格を有すること。	—
配置予定技術者の施工経験の対象とする同種工事(※工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。)	—	別添2の機関が発注した道路・街路(農道・林道工事を除く。)工事(※平成21年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した、最終請負額が25,000千円以上のとび・土工・コンクリート工事に限る。)を主任(監理)技術者として施工した経験、又は現場代理人として施工した経験(「過去経験した工事に」配置された時点で「別添3」に記載された資格を有していた場合に限る。) なお、工場製作の過程を含む工事においては上記にかかわらず、現地施工に係る期間の経験についてのみ評価の対象とする。

※1 添付資料については、上記のほか、技術評価の内容及び競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

※2 提出様式を提出しない場合(未記入及び評価内容が確認できない様式の場合を含む。)又は提出された資料で評価内容が確認できない場合は、該当するものがないものとし、評価点が一番低いものに該当するものとする。

※3 別記様式1又は競争参加資格に係る様式の未提出(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。)、若しくは提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

※4 技術資料、競争参加資格証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。

※5 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限るものとし、PDF形式以外の形式(圧縮ファイル含む)で提出された場合は、入札を無効とする。  
ただし、事前に発注者の承認を得て、大分県電子入札運用基準4.4-2で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合は除く。  
なお、作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

※6 提出された技術資料等は、技術評価点の算出及び競争参加資格の確認以外に使用しない。また、提出された技術資料等は、返却しない。

## ●入札公告での落札制限の記載について

### 第〇 入札参加資格事項等の共通事項

(第7又は第8に記載してます)

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
5	関連会社等の参加	<p>本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。          なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)親会社と子会社の関係          親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(2)親会社を同じくする子会社同士の関係          親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(3)協同組合等とその構成員(組員)等の関係          協同組合等及び構成員(組員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。          また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。</p>
6	落札制限等	<p><b>本案件は落札制限の対象工事であり、優先順位の順に落札者を決定する。</b>          (落札者及び落札候補者については、共同企業体で参加した場合の構成員を含む。)          優先する工事の落札者が、他の落札候補者となった工事で行った入札を無効とする。          (抽選の場合は、抽選後、落札候補者となった時点で無効とする。)</p> <p><b>なお、落札制限の優先順位及び対象工事は次のとおり。</b></p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1 〇〇第〇号〇〇工事(公告日:平成〇年〇月〇日)</p> <p>2 本案件</p> </div>

落札制限  
対象工事

## ●入札公告での「単体又はJVで入札参加が可能な場合」の記載について

## 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第21条の規定に基づき公告する。

平成29年5月1日

大分県知事 ○○ ○○

- 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。  
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。
- 本案件は、価格と技術力を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。
- 本案件は、総合評価落札方式に係る自己採点方式の試行対象案件である。

## 第1 競争に付する事項

1	工 事 名	○○第○号○○工事
2	工 事 場 所	○○線○○市大字○○
3	工 期	○日間
4	工 事 概 要	延長 L=○m 幅員 W=○m
5	予 定 価 格	108,000,000円 (※予定価格×100/108= 100,000,000円)
6	契 約 後 V E 方 式	本案件は、契約締結後に工事目的物の機能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る提案(「VE提案」)を受け付ける契約後VE方式である。 VE提案に関しては、この公告に定めるほか、大分県土木建築部契約後VE方式実施要領による。
7	総合評価に係る加算点の最高点	20点

単体でもJVでも  
入札参加可能な場合

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

**本案件については、次の1から3のすべての競争参加資格を満たしている者(単体)又は1から3のすべてを満たす2者を構成員とする建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に限り入札参加を認める。**

ただし、共同企業体の取扱については、「大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱(昭和53年4月18日大分県告示第398号)」によるものとし、共同企業体の配置予定技術者については、代表構成員から監理技術者を専任配置し、その他構成員からは主任技術者を専任配置するものとする。また、共同企業体の各構成員の出資比率は30%以上とし、代表構成員は、構成員のうち出資比率が最大であること。なお、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単体として、本案件の入札に参加することが出来ないものとする。

## 1 企業

次の表において、(1)から(5)のすべての要件を満たしていること。

区 分	要 件	備 考
(1) 業 種	△△工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)
(2) 等 級	A等級に格付けされていること。	
(3) 許 可 区 分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第2号
(4) 施 工 実 績	—	—
(5) 総合評定値(P点)	下記3の(3)のとおり	—

## 2 配置予定技術者

次の表において、(1)から(4)のすべての要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。なお、共同企業体として参加する場合は、代表構成員が(1)から(4)のすべての要件を満たす監理技術者を専任で配置できるとともに、その他構成員が(1)及び(4)を満たす主任技術者を専任で配置できること。

(1) 国 家 資 格 等	[ ]の資格を有すること。
(2) 監 理 技 術 者 資 格 等	上記1の(1)の業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
(3) 施 工 経 験	—
(4) 雇 用 関 係 等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

## 3 本店所在地等

次の表において、(1)の本店所在地に対応して、(2)の要件を満たしていること。なお、共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が要件を満たしていること。

ただし、公告日前1年間に、大分県土木建築部から「契約後VE提案に関する優遇措置通知書(以下「優遇措置通知書」という。)を受けている場合(工種は一般土木工事とし、認められた応札回数の範囲内に限る。)は本店所在地にかかわらず、他の要件を満たしていれば、入札に参加できる。(※第3の5(1)の期間内に、○○事務所 総務課 総務班へ優遇措置通知書(原本)を持参のうえ提出すること。)

(1) 本店所在地	○○土木事務所管内	○○土木事務所管内	—
(2) 総合評定値(P点)	—	○○○点以上	—

※(1)本店=建設業法に基づく主たる営業所

(2)総合評定値(P点)については、□□工事に係るものとし、審査基準日を平成27年10月1日～平成28年9月30日の間とする総合評定値通知書によるものとする

(合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、この限りでない。)

### 配置技術者の取扱いについて

1. 電子入札において、入札後に他の工事を落札したことにより配置技術者が不足することとなり、当該工事を落札しても配置技術者を配置することができないことが明確になった場合は、入札者からの書面の提出により、当該入札を無効として取り扱うものとする。
2. 提出期限は開札予定日時までとし、以降の提出は認めないものとする。
3. 申し出は書面によるものとし、書面以外の方法による場合は、認めないものとする。
4. 申し出がなされないまま落札者となった後において、配置技術者の配置ができないことが判明した場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

※当該取扱いは平成19年11月からとする。

※記載例(様式は任意)

(任意様式)

申 出 書

工事名：地特道改○第○号 道路改良工事

このたび、上記工事において入札を行いました。下記理由により配置予定技術者の配置ができなくなりましたので、申し出します。

(理由)

○○市 発注の○○工事にて○ 月 △ 日に落札をし、当該工事に配置予定技術者を配置するため。

平成○○年 ○月 × 日

住 所 ○○市大字○○1-1  
商号又は名称 株式会社 △工業  
氏 名 代表取締役 ○○ ○○



○○土木事務所長  
契約担当者 佐藤 ○○ 殿

※入札後、配置予定技術者を配置できなくなった場合の申出の例

## 大分県電子入札立会要領

### (趣 旨)

- 1 この要領は、大分県が行う電子入札において、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の8第1項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する立会に関して必要な事項を定めるものとする。

### (開札における立会)

- 2 電子入札に参加した者は、開札の立会ができるものとする。

なお、立会を希望する場合には、入札書提出締切日時までに契約担当者に立会を希望する旨を申し出なければならない。

また、紙入札を行うことが承認された者については、原則として、開札に立ち会わなければならないものとする。

### (立会者の確認)

- 3 立会者は、開札が適正に執行されたかどうかについて確認を行うものとする。

### (システムへの署名)

- 4 立会者は、上記3の確認後に電子入札システムへ署名を行わなければならないものとする。なお、立会者が複数の場合は、発注者が指名した者（1名）が署名を行うものとする。

### (随意契約の取扱い)

- 5 随意契約における見積書開封時の立会については、特段の定めがある事項を除き、本立会要領に定める取扱いに準じるものとする。

### 附則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成23年7月19日から施行する。

### 附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。



## 特殊工事等における配置技術者の追加配置の取扱い

県が発注する工事については、共同企業体により施工する場合を除き、原則として、監理技術者又は主任技術者1名のみを配置技術者として、配置を認めているところです。

しかしながら、特殊工事等(入札参加要件として、配置技術者に係る同種工事の施工経験を求める工事に限る。)において、技術者を育成するため、配置技術者を追加配置する場合の取扱いについて、下記のとおり定めました。

## 記

1. 「同種工事の施工経験を有する配置技術者」が現場代理人を兼ねている場合、主任技術者を1名に限り追加配置できるものとする。  
ただし、次の条件を満たしている場合に限る。
  - (1) 予定価格が4千万円以上の特殊工事等(入札参加要件として、配置技術者に係る同種工事の施工経験を求める工事に限る。)であること。
  - (2) 工事の着手から引渡しまでの間、当該工事に専任配置すること。(途中交代等があれば、施工経験とみなさない。)
  - (3) 当該工事に配置された時点で、公告等で求めている配置技術者の要件(施工経験を除く。)を全て満たしていること。
2. 当該工事の目的物引渡後、上記1により追加配置された技術者は、主任技術者として当該工事と同種工事の施工経験があるものとする。
3. 適用期日  
この取扱いは、原則として、平成21年10月1日以降契約を締結する工事から適用する。  
ただし、9月30日以前に契約を締結した工事についても、現場施工の着手前に請負者から配置技術者の追加配置に係る申し出があった場合は、上記1の条件を満たしていれば追加配置を認めるものとする。

## 入札に当たっての注意事項（税率10%用）

- 1 紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
  - (1) 事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、大分県電子入札運用基準による。
  - (2) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状(別紙様式)を提出すること。
  - (3) 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
  - (2) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
  - (3) 同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
  - (6) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
  - (7) 入札金額内訳書取扱要領第7に掲げる審査基準に該当する場合
  - (8) 郵送による入札
  - (9) 関連会社が参加している者のした入札  
 なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
    - (i) 資本関係
      - ① 親会社と子会社の関係  
親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
      - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係  
親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
      - ③ 協同組合等とその構成員(組員)等の関係  
協同組合等及び構成員(組員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
    - (ii) 人的関係
      - ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
      - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。
      - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。
        - ・ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。
        - ・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。
 なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。

※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。  
 また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等で入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ、申し出ること(※入札は無効として取り扱う。)  
 なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。
- 6 入札金額内訳書の提出
  - (1) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
  - (2) 提出する入札金額内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式(PDF形式)で保存されたものに限る。
  - (3) 入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第4 入札金額内訳書の作成等」、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」及び「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」に留意すること。

第7 総合評価に関する事項等

参考

1	総合評価の方法	入札に参加しようとする者は、第6に掲げる技術資料を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2に示す評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。
2	評価項目及び評価基準	<p>(1) 評価値の算出方式                  評価値は、次の算出方式により算定する。                  ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数 1,000,000)                  イ 技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点                  なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点は小数第1位まで表示(第2位を四捨五入)し、評価値は小数第5位まで表示する(第6位を四捨五入)。</p> <p>(2) 技術評価点                  競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点(100点)を与え、さらに別表1により評価した評価項目について10点の範囲で加算点及び入札価格に応じて15点の施工体制評価点を加える。</p> <p>(3) 加算点の算出方法                  別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計に応じて、10点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。</p> <p>(4) 施工体制評価点の算出方法                  入札価格が低入札価格調査基準価格以上の場合は15点とし、低入札価格調査基準価格未満の場合は0点とする。</p>
3	評価内容の担保	<p>落札者決定に反映された技術提案等に係る契約上の責任の分担、その内容及びその履行を確保するための措置等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。</p> <p>(2) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合(再度施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。)は、減額変更の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。</p>
4	評価結果の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件の技術提案等の評価結果については入札参加者からの申し出により自分のみを開示する。</li> <li>・開示の時期は落札決定後とし、次年度までを開示期間とする。</li> <li>・施工計画に関する技術的所見に係る評価結果は、評価しなかったもの及びその理由に限り開示をおこなう。</li> <li>・施工計画に関する技術的所見に係る評価結果がある公告案件の開示は土木建築部公共工事入札管理室がおこない、その他の公告案件の開示は第3の1の場所にておこなう。</li> <li>・開示の申し出方法等については、<a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/">http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/</a>に掲載する。</li> </ul>

第8 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
5	関連会社等の参加	<p>本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。)                  なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(i) 資本関係                  ① 親会社と子会社の関係                  親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。                  ② 親会社を同じくする子会社同士の関係                  親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。                  ③ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係                  協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>(ii) 人的関係                  ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。                  ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。                  ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。                  ・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。                  なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。                  また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。</p>
6	落札制限等	<p>本案件は落札制限の対象工事であり、優先順位の順に落札者を決定する。(落札者及び落札候補者については、共同企業体で参加した場合の構成員を含む。)                  優先する工事の落札者が、他の落札候補者となった工事で行った入札は無効とする。(抽選の場合は、抽選後、落札候補者となった時点で無効とする。)                  なお、落札制限の優先順位及び対象工事は次のとおり。</p> <p>1 ○○第○号○○工事(公告日:平成○年○月○日)                  2 本案件</p> <p>また、落札制限対象工事の落札決定時期により、本案件の落札決定を延期することがある。</p>

入札注意事項(指名競争入札用) **税率10%用**

&lt;電子入札・建設工事業用&gt;

1. 次の各号に該当する入札は無効とする。なお、(2)に該当する場合は、原則として指名替えを行うものとする。
- (1) 入札者として資格のない者のした入札(指名通知後、落札決定までの間に、大分県が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格を有するものに対する指名停止措置要領(以下「要領」という。))に基づく指名停止措置要件に該当するに至った者を含む。)
  - (2) 談合を行ったと認められる者のした入札(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の①から③のいずれかに該当する場合は、原則として談合があったものと認定する。)
    - ① 落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合
    - ② 入札結果の落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は入札金額費内訳書に不自然な事実がある場合
    - ③ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
  - (3) 同一の入札について二以上の入札をした者のした入札
  - (4) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
  - (6) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
  - (7) 郵送による入札
  - (8) 知事が指定する認証方法を用いない者のした入札
  - (9) 契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
  - (10) 開札予定日時までに、書面により「競争参加者としての資格を満たさなくなった(配置予定技術者の配置が困難となった場合等)。」旨の申し出があった者のした入札
  - (11) 入札金額内訳書の提出がない入札
  - (12) 提出された入札金額内訳書に不備があり審査基準に該当した場合
  - (13) 関連会社が参加している者のした入札(※同一の入札において、関連会社が指名されている場合は、1者のみが入札に参加し、他者は入札を辞退すること。)
 

なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。

    - (i) 資本関係
      - ① 親会社と子会社の関係  
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
      - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係  
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
      - ③ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係  
協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
    - (ii) 人的関係
      - ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
      - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。
      - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社(会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合は除く。

・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。

なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。

※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。

また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
2. 落札決定後における落札決定の取消し又は契約解除の取扱い
- (1) 契約担当者は、落札決定後に落札者が要領に基づく指名停止措置を受けた場合(指名停止要領に基づく指名措置要件に該当するに至った場合を含む。))において、指名停止措置に係る事案が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。
  - (2) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が競争参加資格者の資格を満たさなくなった場合は落札決定の取消し又は、契約の解除を行うものとする。
  - (3) 契約担当者は、契約締結後に契約者が競争参加資格の資格を満たさなくなった場合は契約の解除を行うことができるものとする。
  - (4) 落札候補者、落札者、契約者は、指名通知後、要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った時は、契約担当者へ速やかに申し出ること。また、1の(1)の入札の無効又は2の(1)から(3)までの落札決定の取消し若しくは契約の解除に伴う損害賠償について、契約担当者はその責を一切負わないものとする。
3. 入札回数は原則として2回までとし、落札者がいない場合は、随意契約又は指名替に移行するものとする。  
ただし、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が無効である者は、2回目の入札に参加できないものとする。
4. 設計書閲覧には印鑑持参のこと(電子閲覧の場合は不要)。
5. 入札保証金 免除
6. 最低制限価格等の取扱い 最低制限価格適用
7. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8. 入札を辞退する者は、入札書提出締切期限までに辞退届を提出すること。ただし、入札書を提出した後は、辞退届の提出は認めない。
9. 辞退を理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。
10. 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ申し出ること(※入札は無効として取り扱う。)  
なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。
11. 入札者が1者の場合は、原則として開札を行わず、入札を取り止めるものとする。
12. 電子入札の取扱いについては、大分県電子入札運用基準によるものとする。